

情報ファイル

# Information

## 税

### 住民税の申告

平成22年度分から適用

▼個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居したものに限り）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円）を限度とする）を減額する。

※住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けるための申告は平成22年度から不要となりました。

平成21年1月1日から適用

▼上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の課税の特例の延長

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率（住民税3%）の適用を3年延長する。（平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における配当所得及び譲渡所得等とする）

平成27年度分から適用

▼土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

土地の流動化・有効利用を促進するため平成21、22年中に取得した土地を所有期間5年を超えて譲渡した場合に、譲渡所得の金額から1,000万円の特別控除が適用されることとなりました。

問合せ先

困務グループ

☎ 52-11111（内線246・247・253）



## 12月定例会を傍聴してみませんか

定例会は、3・6・9・12月の年4回開催されます。一般質問などで市政全般にわたって論議が展開されます。ぜひ、一度お出かけください。（都合により、日程を変更する場合があります）

### 12月定例会の日程

午前10時～

日	曜	会議日程	付議事項
4日	金	本 会 議	開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明
7日	月	本 会 議	一般質問
8日	火	本 会 議	一般質問
10日	木	本 会 議	総括質疑、議案委員会付託
14日	月	総務建設委員会	付託案件審査
15日	火	福祉文教委員会	付託案件審査
21日	月	本 会 議	委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

問合せ先 困務グループ（内線336）

善意を

ありがとうございます

ございました

（敬称略）

社会福祉協議会へ

安兵衛秋まつりチャリテ

イベント一同

